

「ながらスマホ」も「酒気帯び運転」もNG！ 自転車運転の罰則強化

お知らせ

ご存じですか？令和6年11月から施行しています

道路交通法の改正により、次のとおり自転車運転中のスマートフォンなどの使用や酒気帯び運転の罰則が強化されています。重大事故を防ぐため、交通ルールの遵守をお願いします。

運転中のながらスマホ

- 手に持ちながらの通話や画面の注視(6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金)
- スマートフォンなどを使用しながら自転車を運転して事故や危険を引き起こした場合(1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金)



酒気帯び運転および幫助^{ほうじょ}

- 自転車の酒気帯び運転(3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金)
- 自転車の提供者(3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金)
- 酒類の提供者・同乗者(2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金)

お問い合わせ先 危機管理課 ☎22-3280

令和8年度
「コミュニティ助成事業」募集

募集

(一社)自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることを目的とした「コミュニティ助成事業」を実施しています。

町内でもこれまでに多くの自治会などが当事業を活用し、備品などを整備しています。実施を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

- 実施主体 町内会などの町が認めるコミュニティ組織
- 助成対象経費 コミュニティ活動に必要な備品購入、集会施設の整備など
- 申込期限 10月17日(金)まで



四万十町HP

お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124

「国勢調査」にご協力を！

お知らせ

国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。日本に住む全ての人と世帯(外国人の方を含む)が対象です。調査結果は社会福祉、災害対策など、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。

9月20日から皆さまのお宅を調査員が順次、訪問します。調査へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

提出方法

- インターネット回答(24時間いつでも回答可能)
- 郵送提出(記入内容を調査員にも見られない)
- 調査員が直接回収(不明な点は調査員に確認)



お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給している方
以下の要件を全て満たす必要があります
✓65歳以上である
✓世帯員全員が市町村民税が非課税である
✓前年の年金収入額とその他所得額の合計が909,000円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たす必要があります
✓前年の所得額が4,794,000円以下である(※1)
(※1 扶養親族などの数に応じて増額)



請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象になる方には、9月初旬頃から順次、請求可能な旨のお知らせを日本年金機構から送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、提出してください。
- ②年金を受給し始める方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112

乳幼児医療費受給者証の更新について

お知らせ

9月は乳幼児医療費受給者証の更新月です。

- 対象者 1歳から就学前の受給者

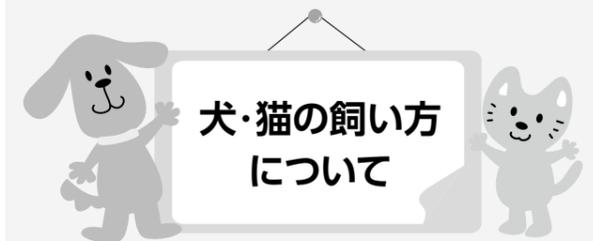
例年、申請書の提出をお願いしていましたが、マイナ保険証への移行に伴い、今年度から更新申請書の提出が不要となりました。

9月下旬に対象者へ新しい受給者証を郵送します。

※更新では所得調査をいたします。令和7年度(令和6年1月から令和6年12月まで)の所得申告がお済みでない方は、令和7年1月1日時点で住所のあった自治体で申告をお願いします。

お問い合わせ先

町民課 ☎22-3117
大正町民生活課 ☎27-0112
十和町民生活課 ☎28-5112



ペットを飼い始めた場合、マイクロチップが装着されているか確認しましょう。装着されている場合は、環境省のサイトで「所有者変更登録」が必要です。下の二次元コードを読み取って登録をしてください。



お問い合わせ先
環境省コールセンター ☎03-6384-5320